

香美市高齢者及び障害者虐待防止等連携協議会設置要綱（素案）

（設置）

第1条 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の規定に基づき、養護者による高齢者又は障害者への虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者又は障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援を適切に実施すること並びに障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため香美市高齢者及び障害者虐待防止等連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

（事業内容）

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- （1）高齢者及び障害者虐待の早期発見や未然防止対策等防止対策に係る具体的な施策
- （2）高齢者及び障害者虐待防止並びに障害者差別解消に関する啓発活動
- （3）高齢者及び障害者虐待防止並びに障害者差別解消全般についての情報交換
- （4）高齢者及び障害者虐待防止並びに障害者差別解消に係る民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備
- （5）その他高齢者及び障害者虐待防止並びに障害者差別解消に関し必要な事項

（構成）

第3条 連携協議会は、別表第1に掲げる団体、機関等（以下「関係機関」という。）の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、20名以内とする。

3 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 連携協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。

（会議）

第5条 連携協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 連携協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。

3 会長が必要と認めるときは、連携協議会に委員以外の者を出席させ、又は委員以外の

者に意見を聞くことができる。

(個別ケース会議)

第6条 連携協議会に、個別事例の検討を行うための個別ケース会議を置く。

2 個別ケース会議は、高齢者又は障害者虐待に係る次に掲げる事項について検討する。

- (1) 個別事案の状況把握及び問題点の確認
- (2) 個別事案における援助内容及び援助方針の決定
- (3) 個別事案における関係機関の役割分担の確認
- (4) 高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図るための地域課題の発見・把握及び地域づくり・資源開発（地域ケア会議）
- (5) その他個別事案の解決に関し必要な事項

3 個別ケース会議は、高齢者にあつては健康介護支援課長が、障害者にあつては福祉事務所長が召集し、事例に応じて召集する関係機関を選定する。

4 個別ケース会議の議長は、高齢者にあつては健康介護支援課長が、障害者にあつては福祉事務所長が務める。

(秘密の保持)

第7条 委員は正当な理由無く、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、香美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例（平成18年香美市条令第50条）の規定を準用する。

(事務局)

第9条 連携協議会の運営上必要な事務は、福祉事務所及び健康介護支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

高知地方法務局香美支局
高知公共職業安定所香美出張所
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
香美市消防署
福祉事務所
健康介護支援課
香美郡医師会
介護保険施設

介護保険サービス事業所
福祉施設
香美市社会福祉協議会
民生児童委員協議会
地域包括支援センター
身体及び知的障害者相談員
識見を有する者（法律関係、困難ケースに詳しい者など）
その他市長が指定するもの